

株 主 各 位

証券コード 9843
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリホールディングス

代表取締役社長 白井俊之

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

記

1. 日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

（なお、上記の日時で株主総会を開催する理由は、国際財務報告基準の適用にかかる会計処理を勘案したことによります。）

2. 場 所

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 当社札幌本社6階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- ◎議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱いいたします。
- ◎書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2025年 6月26日(木曜日)午前10時

定時株主総会開催のご案内同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



株主総会に当日ご出席されない場合

議決権行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後6時00分到着分まで

(1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る



スマートフォンやタブレット端末で、議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について
個別に指示す

3 議案の賛否を選択



画面の案内に従って行使完了です。

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

画面の案内に従って議案の賛否を選択

※一度議決権を行使した後で
行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

株主総会に当日ご出席されない場合

(2) 「議決権行使ウェブサイト」による方法

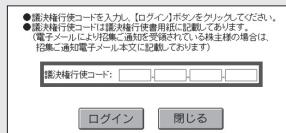
1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>



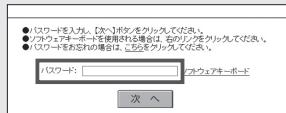
議決権行使書用紙に記載された
「携帯用QR」からもログインいただけます

2 ログイン



議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力

3 パスワード の入力



議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」を入力

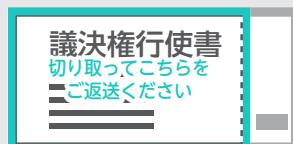
以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 郵送による方法

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入い
ただき、右記のように切り取ってご投函ください。



ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネット等による議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)
その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの
ご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォーム
により議決権をご行使いただけます。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。また、取締役須藤文弘氏は2025年1月31日をもって、取締役岡野恭明氏は2025年3月31日をもって、辞任により退任しております。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	似鳥 昭雄 にとり あきお	代表取締役会長	13回中13回 (100 %)
2 再任	白井 俊之 しらい としゆき	代表取締役社長	13回中13回 (100 %)
3 再任	武田 政則 たけだ まさのり	取締役執行役員副社長 グローバル販売事業推進室室長 海外事業 管掌	13回中13回 (100 %)
4 再任	安孫子 尋美 あびこ ひろみ	取締役 人材教育部ゼネラルマネジャー	13回中12回 (92.3 %)
5 再任	宮内 義彦 みやうち よしひこ	取締役 社外・独立	13回中12回 (92.3 %)
6 再任	吉澤 尚子 よしざわ なおこ	取締役 社外・独立	13回中13回 (100 %)

候補者
番号 1 にとり あきお
似鳥 昭雄

再任

(1944年3月5日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
3,410,482株 13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972 年 3 月	当社設立 専務取締役	2020 年 2 月	株式会社Nプラス代表取締役会長 【現任】
1978 年 5 月	当社代表取締役社長	2020 年 3 月	株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 【現任】
2010 年 5 月	明応商貿（上海）有限公司董事長	2023 年 9 月	株式会社ニトリデジタルベース取締役ファウンダー 【現任】
2014 年 5 月	株式会社ニトリファシリティ代表取締役会長	2023 年 12 月	株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長兼社長 【現任】
2016 年 2 月	当社代表取締役会長 【現任】	2024 年 1 月	NITORI FURNITURE VIETNAM EPE会長 【現任】
2016 年 6 月	似鳥（中国）投資有限公司董事長	2024 年 2 月	株式会社ニトリ代表取締役会長兼社長 【現任】
2017 年 5 月	株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー 【現任】	2025 年 4 月	SIAM NITORI CO., LTD. 会長 【現任】
2018 年 4 月	株式会社ホーム・デコ取締役ファウンダー 【現任】	2025 年 5 月	株式会社島忠代表取締役会長 【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、当社のロマンの実現に向けて、常に優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して、会社を牽引し、一家具店を日本最大級のホームファニシングチェーンに成長させるまでに至りました。今後も、経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督機能を担う取締役として、適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

似鳥昭雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号 2 しらい としゆき
白井 俊之

再任

(1955年12月21日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
42,330株 13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979 年 4 月	当社入社	2017 年 3 月	株式会社ホーム・デコ代表取締役会長
2001 年 5 月	当社取締役	2017 年 4 月	似鳥（大倉）商貿物流有限公司董事長
2004 年 5 月	当社常務取締役	2017 年 6 月	株式会社カチタス取締役 【現任】
2008 年 5 月	当社専務取締役	2018 年 12 月	株式会社Nプラス取締役 【現任】
2010 年 5 月	当社取締役専務執行役員	2019 年 3 月	株式会社ニトリファニチャー取締役 【現任】
2014 年 5 月	当社代表取締役副社長	2020 年 2 月	株式会社ニトリ取締役 【現任】
	株式会社ニトリ代表取締役社長		SIAM NITORI CO., LTD. 会長
	株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長	2020 年 3 月	株式会社ニトリパブリック取締役 【現任】
2016 年 2 月	当社代表取締役社長 【現任】	2023 年 6 月	株式会社島忠取締役 【現任】
2017 年 3 月	株式会社ニトリパブリック代表取締役会長	2023 年 8 月	株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 【現任】
	似鳥（中国）投資有限公司董事長	2024 年 8 月	株式会社ニトリデジタルベース代表取締役会長 【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営、人事、商品開発、物流、海外事業等、幅広い業務経験を有し、2014年5月から2020年2月まで株式会社ニトリ代表取締役社長を、また2016年2月からは、当社代表取締役社長を務めるなど、当社グループの経営全般にわたり豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

白井俊之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **3** 武田 政則

再任

(1966年1月10日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
10,698株 13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年3月	当社入社	2020年7月	当社グローバル販売事業推進室室長【現任】
2014年5月	当社執行役員		当社海外販売事業 管掌
2016年5月	当社上席執行役員		株式会社ホーム・デコ代表取締役会長
2017年5月	当社常務取締役		似鳥（中国）投資有限公司董事長【現任】
2018年10月	当社グローバル商品本部本部長		似鳥（太倉）商貿物流有限公司董事長【現任】
2018年12月	株式会社Nプラス代表取締役社長		SIAM NITORI CO., LTD. 会長
2019年4月	当社グローバル商品開発・在庫管理・調達部門及びデコホーム事業 管掌	2023年3月	宜得利家居（香港）有限公司董事長【現任】
2020年2月	当社取締役	2024年2月	NITORI KOREA CO., LTD. 代表理事会長【現任】
	株式会社ニトリ代表取締役社長		当社取締役執行役員副社長【現任】
2020年7月	当社グローバル商品本部本部長	2024年6月	当社海外事業 管掌【現任】
			株式会社ニトリ取締役【現任】
			NITORI INDIA PRIVATE LIMITED 筆頭【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営、人材採用、商品部等主要な業務を幅広く経験するとともに、当社グループにおいて、商品開発の推進やグローバルな商品調達、販路拡大に貢献してまいりました。2024年2月からは当社取締役執行役員副社長に就任し、引き続き当社の海外事業を担っていることから、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

武田政則氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **4** 安孫子 尋美

再任

(1961年2月13日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
5,365株 13回中12回 (92.3%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年11月	当社入社	2018年11月	株式会社ニトリ商品部ゼネラルマネジャー代行兼
2007年5月	当社商品部シージナルバイヤーマネジャー		コーディネート商品企画マネジャー
2015年7月	当社執行役員	2019年2月	当社グローバル商品本部コーディネート
2017年5月	当社上席執行役員		商品企画担当
2018年11月	当社グローバル商品本部グローバル コーディネート商品企画担当	2020年5月	当社常務執行役員
		2021年3月	当社人材教育部ゼネラルマネジャー【現任】
		2021年5月	当社取締役【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、商品の企画・開発やコーディネート業務を幅広く経験するなど豊富な業務経験と知見を有しているほか、現在、当社の中長期経営計画達成に向け、教育体系の構築とその推進、企業文化の醸成を担っていることから、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

安孫子尋美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	5	みやうち 宮内 義彦	再任 社外・独立	(1935年9月13日生)	所有する当社株式の数 651株	取締役会への出席状況 13回中12回 (92.3%)
-------	---	------------	-------------	---------------	--------------------	-------------------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1960 年 8 月	日綿實業株式会社（現 双日株式会社）入社	2003 年 6 月	同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO
1964 年 4 月	オリエント・リース株式会社 (現 オリックス株式会社) 入社	2006 年 4 月	株式会社ACCESS社外取締役【現任】
1970 年 3 月	同社取締役	2014 年 6 月	オリックス株式会社シニア・チェアマン【現任】
1980 年 12 月	同社代表取締役社長・グループCEO	2017 年 6 月	カルビー株式会社社外取締役【現任】
2000 年 4 月	同社代表取締役会長・グループCEO	2019 年 10 月	ラクスル株式会社社外取締役【現任】
		2020 年 5 月	当社社外取締役【現任】

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、オリックス株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会においても、中長期計画・経営戦略等について、大局的見地から積極的にご助言をいただくなど、社外取締役として、その役割を適切に果たしていただいている。上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：5年（本総会終結時）

候補者と当社の特別の利害関係等

宮内義彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	6	よしざわ 吉澤 尚子	再任 社外・独立	(1964年5月29日生)	所有する当社株式の数 —	取締役会への出席状況 13回中13回 (100%)
-------	---	------------	-------------	---------------	-----------------	------------------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988 年 8 月	富士通株式会社入社	2018 年 9 月	同社執行役員常務兼 FUJITSU Intelligence Technology Ltd. CEO
2009 年 9 月	同社モバイルフォン事業本部統括部長	2019 年 11 月	同社執行役員常務 兼デジタルソフトウェア&ソリューション ビジネスグループエバンジェリスト
2011 年 10 月	米国富士通研究所グローバル開発センター長		
2016 年 4 月	富士通株式会社アドバンストシステム開発本部 長代理兼 A.I 推進室長	2021 年 5 月	当社社外取締役【現任】
2017 年 4 月	同社執行役員兼 A.I 基盤事業本部長	2021 年 6 月	ヤマハ株式会社社外取締役【現任】
2018 年 4 月	同社執行役員常務兼デジタルサービス部門副部門長		

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、長年にわたり富士通株式会社の様々な事業分野における重要な職務を経験し、同社のDX推進に従事するなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会においても、DXを推進するためのIT強化施策等について、専門的見地から積極的にご助言をいただくなど、社外取締役として、その役割を適切に果たしていただいている。上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：4年（本総会終結時）

候補者と当社の特別の利害関係等

吉澤尚子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 宮内義彦氏及び吉澤尚子氏は、社外取締役候補者であり、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、12頁をご参照ください。

2. 宮内義彦氏及び吉澤尚子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

3. 宮内義彦氏及び吉澤尚子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2026年2月に同内容で更新を予定しており、各候補者の再任が承認された場合には引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

5. 各候補者の「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役金高雅仁氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

かねたか まさひと
金高 雅仁

再任
社外・独立

(1954年6月29日生)

所有する当社株式の数
32株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	警察庁入庁	2009年6月	警察庁刑事局長
1998年9月	富山県警察本部長	2011年10月	警察庁長官官房長
1999年10月	神奈川県警察本部警務部長	2013年1月	警察庁次長
2001年9月	警察庁刑事局捜査第二課長	2015年1月	警察庁長官
2003年8月	警察庁長官官房人事課長	2016年8月	同庁退官
2006年1月	警視庁刑事部長	2016年12月	警察共済組合理事長
2007年8月	警視庁警務部長	2023年6月	当社社外取締役【現任】
2008年8月	警察庁長官官房総括審議官		

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、警察庁長官をはじめ要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会においても、その専門的な経験と見識に基づき、リスクマネジメントや内部統制等について積極的に意見をいたくだなど、社外取締役として、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただけております。候補者は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：2年（本総会終結時）

候補者と当社の特別の利害関係等

金高雅仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1. 金高雅仁氏は、社外取締役候補者であり、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、12頁をご参照ください。
2. 金高雅仁氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 金高雅仁氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2026年2月に同内容で更新を予定しており、候補者の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 候補者の「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会における持分を含めた実質株数を記載しております。

以上

ご参考（1）議案が承認されたのちの役員の構成（2025年6月26日以降の経営体制）

各取締役が保有するスキル等のうち、主なもの最大6つに●印をつけています。

議案番号	候補者 氏名	監査等委員	当社が取締役に期待する経験・知見										
			① 企業経営	② 現状否定	③ 商品開発	④ サプライチェーンマネジメント	⑤ IT・DX	⑥ グローバル	⑦ 人材開発	⑧ 法務・リスクマネジメント	⑨ 内部統制・ガバナンス	⑩ ファイナンス	⑪ サステナビリティ
第1号議案	1 にとり 似鳥 昭雄 再任		●	●	●	●		●	●				
	2 しらい 白井 俊之 再任		●	●		●	●		●				●
	3 たけだ 武田 政則 再任		●	●	●	●		●		●			
	4 あびこ 安孫子 尋美 再任			●	●				●		●		●
	5 みやうち 宮内 義彦 再任 社外・独立		●			●		●		●		●	●
	6 よしざわ 吉澤 尚子 再任 社外・独立		●				●	●	●	●			
第2号議案	— くぼ 久保 隆男	○		●		●				●	●	●	
	— いざわ 井澤 吉幸 社外・独立	○	●				●	●		●	●	●	
	— あんどう 安藤 久佳 社外・独立	○					●	●		●	●	●	●
	— かねたか 金高 雅仁 再任 社外・独立	○						●	●	●	●		●

各取締役が保有する各スキルの概要については、下記をご参考ください。

①企業経営	自ら経営者として企業経営を行った経験がある。
②現状否定	常に現状を否定し、観察・分析・判断を繰り返しながら改善・改革に臨む、当社の経営層に必須のマインドを備えている。
③商品開発	「お、ねだん以上」でトータルコーディネートを実現できるような魅力的な商品を開発するスキルを備えている。
④サプライチェーンマネジメント	当社独自のビジネスモデル「製造物流 IT 小売業」を発展させ、調達から販売までの仕組みを最適化するスキルを備えている。
⑤IT・DX	ITの利活用、DXを通じて、全社的な業務プロセスの改善を推進するスキルを備えている。
⑥グローバル	マクロな経済観やグローバル・ビジネスに関する知見を持ち、海外事業を牽引するスキルを備えている。
⑦人材開発	人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を図るスキルを備えている。
⑧法務・リスクマネジメント	法務、コンプライアンス等に関する知識を有し、事業に潜むリスクを発見、コントロールするスキルを備えている。
⑨内部統制・ガバナンス	大組織の運営経験や内部統制に関する知識を有し、組織の管理・監督の仕組みを最適化するスキルを備えている。
⑩ファイナンス	会計や金融、税務等に関する知識を有し、財務的な側面から企業経営を支えるスキルを備えている。
⑪サステナビリティ	企業を持続的に発展・成長させるために不可欠なサステナビリティ経営の視点を備えている。

ご参考（2）

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社において、社外取締役のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役を独立取締役として、指定するものとする。

- ① 現在及び過去10年間において当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
- ③ 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者及び当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
- ④ 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
- ⑤ 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- ⑥ 当社または当社子会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
- ⑦ 過去3年間において②から⑥に該当する者。
- ⑧ 配偶者または二親等内の親族が、①から⑦に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
- ⑨ その他、①から⑧に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

以上

注1：直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先をいう。

注2：直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先、もしくは直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

注3：業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

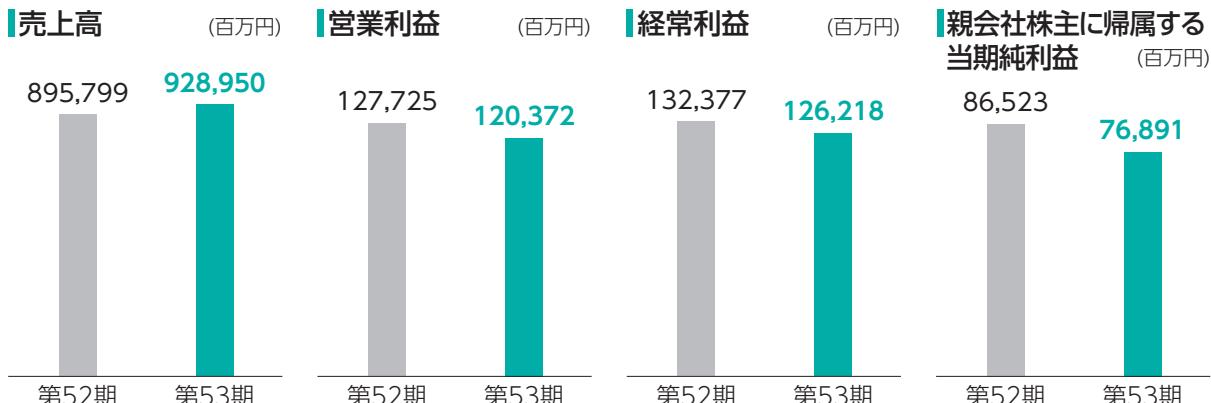
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっております。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響にも一層注意する必要があります。

家具・インテリア業界においては、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や、人手不足による人件費の高騰や原材料価格の上昇などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

当連結会計年度における主な経営成績は次のとおりであります。



	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	895,799	928,950	33,150	3.7
営業利益 (利益率) (14.3%)	127,725	120,372	△7,353	△5.8
経常利益	132,377	126,218	△6,159	△4.7
親会社株主に帰属する 当期純利益	86,523	76,891	△9,632	△11.1

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
ニトリ事業	売上高	785,404	821,019	35,614
	(外部顧客への売上高)	(776,835)	(809,806)	(32,971)
島忠事業	セグメント利益	125,075	117,508	△7,566
	売上高	119,263	119,596	333
	(外部顧客への売上高)	(118,964)	(119,143)	(179)
	セグメント利益	2,108	2,175	66
				3.1

① ニトリ事業

国内の営業概況といたしましては、当連結会計年度において、ニトリ24店舗、デコホーム15店舗を出店いたしました。当連結会計年度は、新たな商品開発により、お客様の欲しいをかたちにする「需要創造」をテーマに取り組んでまいりました。TVCM本数を前連結会計年度の58本から当連結会計年度は65本に増やし、重点販売商品を中心に取り上げ、該当商品を期間限定値下げ価格でご提供、店舗やECと連携して売場と接客サービスを準備しお客様へご提案させていただきました。結果として、ドラム式洗濯乾燥機やNウォームBOXパッドなど多くのヒット商品を創造し、お客様からご支持をいただくことができました。

販売促進施策といたしましては、より多くのお客様にご満足いただくために、最大2,200アイテムを期間限定値下げ価格でご提供する「新生活応援キャンペーン」を実施いたしました。結果として、たんす1台分の大容量収納でベッド下のデッドスペースを有効活用できるチェストベッド「ジオ」、カーテンを変えるだけでお部屋が華やかに変わる「ジャカードカーテン」などの売上が好調に推移し、前年を上回る販売実績となりました。また、家電商品をご購入いただいた際、一定の条件で平日配送料金が無料となる「家電キャンペーン」も実施いたしました。さらに、家電販売促進のためのTVCMや、商品発表会の開催をはじめとするマーケティング活動の強化を実施いたしました。加えて、より多くのお客様にニトリの家電を安心してご使用いただきたいという思いから、49,900円（税込）以上の大型家電を5年保証付きでの販売といたしました。結果として、ドラム式洗濯乾燥機やコードレススティッククリーナーなどの販売実績が好調に推移しております。今後も、ソファやベッドなどの大型家具、布団やカーテンなどのソフト商品、食器や収納ケースなどのハード商品に次ぐ「第4の柱」として家電を育成してまいります。

売上原価につきましては、円安の進行に起因する輸入コスト上昇の影響を受けましたが、円安でも利益を確保できる商品を開発し、順次入替を進めております。販売費及び一般管理費につきましては、積極的な人材採用と賃金改定による人件費の増加、新DCにかかるコストなどにより前年より増加いたしましたが、不要不急な経費の削減を強く推し進めております。

物流施策といたしましては、川上から川下までの物流機能の全体最適の実現を目的とした物流戦略プロジェクトを推進し、DC拠点の最適配置と機能集約を進めております。当連結会計年度において、コスト削減と生産性向上を戦略目標として、幸手DC・名古屋DCの稼働と仙台DCの一部稼働を開始いたしました。また、株式会社ホームロジスティクス（物流子会社）と株式会社エディオンは、川崎から仙台への家電の幹線輸送において、両社の物流効率の向上と環境負荷軽減を目的とした共同配送による協業を開始いたしました。さらに、物流2024年問題におけるドライバーの労働力不足への対策や、環境負荷軽減と物流効率改善を目的として、配送センター間長距離輸送においてダブル連結トラックの運行を開始しております。

海外の営業概況といたしましては、当連結会計年度において台湾8店舗、中国大陸23店舗、香港2店舗、韓国3店舗、マレーシア1店舗、シンガポール2店舗、タイ5店舗、ベトナム2店舗、フィリピン4店舗、インドネシア3店舗、インド1店舗の合計54店舗を出店いたしました。フィリピン、インドネシア、インドにつきましては、新規出店となっております。また、中国大陸を中心に、出店基準の見直しを進め、不採算店舗の撤退や、より良い立地への移転等を実施することで、収益改善策を進めております。なかでも、上海中山公園店につきましては、より集客力の高い上海中山公園龍之夢店へ移転を行うことで、坪効率が大幅に改善しております。未出店の国・地域も含め、店舗網の積極的な拡大を今後も迅速に進めるために、日本で培ったノウハウを各国に展開し、現地スタッフを早期に育成する計画を進めております。

海外の販売促進施策といたしましては、台湾において、2024年10月4日に海外初のデコホーム店舗となる「DECO HOME 高雄漢神アリーナ店」を出店し、海外でもデコホーム事業の展開を開始いたしました。同店舗では、デコホームオリジナルアイテムや普段使いの日用品、お部屋のアクセントになるようなインテリア雑貨などを取り扱っており、お客様よりご好評をいただいております。また、BOPIS（ネットで購入して店舗で受け取るサービス）の導入を開始し、ECサイトと店舗との相互送客の実現や、自社サイトと台湾の外部各社通販サイトにて「W11キャンペーン」などを開催することで、売上対策をしてまいりました。中国大陸においては、坪効率の高い分類の品揃え強化を目的とした店舗改装を実施し、営業利益対策を進めております。香港においては、キッチン家具の空間コーディネート提案の強化や、低価格で高機能なプライベートブランド商品（以下、「PB商品」という。）の開発力を活用し、ペット用品を競合他社の3分の1以下の価格で販売するなど、売上対策を進めてまいりました。そして、2024年12月19日に、旗艦店となる、売場面積約1,000坪の湾仔合和商場店を出店いたしました。韓国においては、現地のメディアを通じた広告活動によってニトリ会員を増やし、ブランドの知名度を向上させる取組みを継続しております。また、その他の国・地域においても、お客様との関係性構築と買い物利便性向上の取組みに努めてまいりました。

海外事業の物流施策といたしましては、経費対策として、現地調達品の商流見直しをいたしました。中国大陸と香港、ベトナムにおいては、工場からDC経由で納品されていた商品を、工場から直接店舗に納品できるようにすることで、輸送コスト及び保管コストの削減を実現しております。

② 島忠事業

営業概況といたしましては、「新生活応援キャンペーン」を実施いたしました。日用消耗品やペットフードなど最大1,400アイテムを期間限定値下げ価格としたことで、売上が好調に推移いたしました。さらに、PB商品の開発と販売強化を進めており、特に好調な自転車においては、「NH504」、「NH505」等につきまして、売上高及び荒利益高が、ともに前年を上回る結果となっております。また、新規品種である衣料品「Neasy」について、展開店舗を39店舗に拡大するとともに、一部店舗にて実施している衣料品・かばん回収活動においてクーポンを配布するなどの販売促進活動を行った結果、売上が好調に推移しております。テナント事業においては、大型テナントの誘致や定期賃貸借契約の見直し等を通じて、集客力向上と収益改善を行ってまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、賃金改定による人件費や、TVCム本数とデジタル広告件数増加に伴う広告宣伝費等の増加により、前連結会計年度を上回る結果となりました。また、ニトリとの物流システム統合による家具配送コスト削減などの経費抑制策を進め、荒利益改善対策と経費対策を強化しながら必要な投資を行つてまいります。

今後の売上対策といたしましては、アプリを活用した販促の拡大と、集客力向上を目的とした既存店の改装を進めてまいります。荒利益改善対策といたしましては、さらなるPB商品の開発と販売強化を目的として、商品開発の人員を増やし、棚割りや展示方法の見直しも進めてまいります。

今後もお客様の暮らしに密着した「お、ねだん以上。」のPB商品の開発を拡大し、商品力の強化を図り、地域のお客様に快適な暮らしを提供してまいります。

③ グループ全体

2025年までの目標として設定した指標の進捗は次のとおりであります。

	2025年の目標	当連結会計年度実績
グループ合計	買上客数（年間）	2億人超
	店舗数（期末）	1,400店舗
日本国内	アプリ会員（期末）	2,500万人
	EC売上高（年間）	1,500億円

店舗の出退店の状況は次のとおりであります。

	2024年3月31日 店舗数	出店	退店	2025年3月31日 店舗数
ニトリ (EXPRESS含む)	556	24	14	566
デコホーム	174	15	17	172
Nプラス	38	10	4	44
国内小計	768	49	35	782
台湾	61	8	1	68
中国大陸	95	23	18	100
香港	1	2	—	3
韓国	3	3	1	5
マレーシア	11	1	—	12
シンガポール	2	2	—	4
タイ	5	5	—	10
ベトナム	1	2	—	3
フィリピン	—	4	—	4
インドネシア	—	3	—	3
インド	—	1	—	1
海外小計	179	54	20	213
ニトリ事業	947	103	55	995
島忠事業	54	—	1	53
合計	1,001	103	56	1,048

当社グループは、2025年2月12日付で、ロマン（志）の改定を行いました。従来、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」としていたロマン（志）を、「暮らしの豊かさを世界の人々に提供する。」に改定しております。

当社グループは、家具の販売を原点に1967年に創業して以来、お客様に豊かな暮らしを提供することを貫して目指し、家具のみならず寝具やカーテン、装飾用品や生活用品も含めたホームファニシング事業へと拡大してまいりました。近年では、家電やペット用品などにも注力するほか、アパレル事業やホームセンター事業を通じ、お客様の暮らしをより豊かなものにするべく、その提案の幅を広げております。世界の人々が本当の暮らしの豊かさを心から楽しめる社会の実現に貢献し、グループとして持続的に発展していくことを目指してまいります。

④ サステナビリティに関する取組み

当連結会計年度におけるサステナビリティに関する取組みといたしましては、継続して「未来にいいこと。みんなにいいこと。」のキャッチフレーズの下、「つくる」「はこぶ」「つかう」「つかいおわったあと」それぞれの段階で、お客様の暮らしに寄り添う取組みを推進しております。2024年8月に策定した2050年に向けた目標である「NITORI Group Green Vision 2050」に関し、「サーキュラー（循環）ビジネスの推進」、「持続可能な調達」、「気候変動への対応」の3つのテーマに基づき、当社グループ一丸となって目標達成に向けた取組みを進めております。

「サーキュラー（循環）ビジネスの推進」に関する取組みといたしましては、カーテンのリサイクル回収において、カーテンは処分や買い替えを考えても、「まだ使えそうで捨てづらい」というお客様の声にお応えし、全国のニトリ・島忠・デコホーム全店舗（以下「全店」）にて常時受付を開始しております。本取組みは、2022年度から2024年度までの累計で、約42.2万人にご参加いただき、回収重量は約1,683トンとなりました。タオルのリサイクル回収においては「家に使用していないタオルが沢山あって困る」「色や柄を揃えたくても買い替えるきっかけがない」などのお客様の困りごとを解決するため、第2弾として全店にて期間限定で回収を開始しております。お客様からのご好評により第1弾より回収期間を拡大し、さらなる資源循環に繋げております。また、羽毛布団のリサイクル回収においても、全店にて期間限定で回収を実施しており、同時期に販売開始した「再生羽毛」使用の羽毛布団は、昨年度約4.6万のお客様にご協力いただき回収した羽毛が生まれ変わった商品で、一枚あたりの再生羽毛使用量を大幅に増やし、より一層サステナブルな取組みへとつながりました。また、商品とパッケージの資源化に関する取組みとして、「お、ねだん以上。」の価格・品質を維持しながら、商品では資源化を考慮した商品開発の推進、パッケージでは環境負荷低減素材への切り替えを推進し、ごみではなく資源にまわしやすい状態を目指しております。

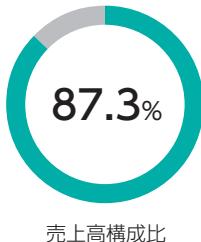
「持続可能な調達」に関する取組みといたしましては、環境・社会課題に配慮した調達を目的とし、サプライチェーン全体で「持続可能な調達」を推進しております。特に、「持続可能な木材調達」においては、森林破壊や違法伐採、人権侵害を排除したサプライチェーンの構築を目指し、サプライヤーとともに生物多様性にも配慮したトレーサビリティを実施しております。

「気候変動への対応」に関する取組みといたしましては、日本初の余剰電力活用型スキームを用いた「ニトリ発電所」が本格稼働いたしました。全国に店舗網・物流網を持つ当社グループの強みを最大限に活かし、店舗及び物流拠点の屋根上太陽光発電を活用し、余剰電力活用型の再生エネルギー循環を、株式会社Sustechと連携し、実現いたしました。FIP制度を利用した自社設備の屋根上における太陽光発電プロジェクトとしては日本初、日本最大級となります。

また、当社グループは「FTSE4Good Index Series」「FTSE Blossom Japan Index」に初選定され、「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」には3年連続で選定されました。「FTSE4Good Index Series」は世界で代表的なESG投資指数であり、「FTSE Blossom Japan Index」「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」は日本において優れたESG対応を行っている企業を評価する指標となります。

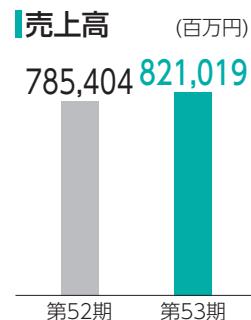
当社グループは今後も、企業として持続的に発展するとともに、一気通貫の循環型ビジネスモデルを通じて環境・社会課題を解決し、より良い未来に貢献することを目指してまいります。

ニトリ事業

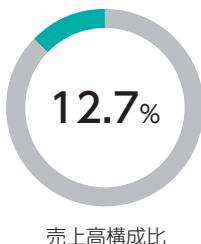


主な事業内容

- 家具・インテリア用品の開発・製造・販売 等



島忠事業



主な事業内容

- 家具・インテリア雑貨・ホームセンター商品の販売 等

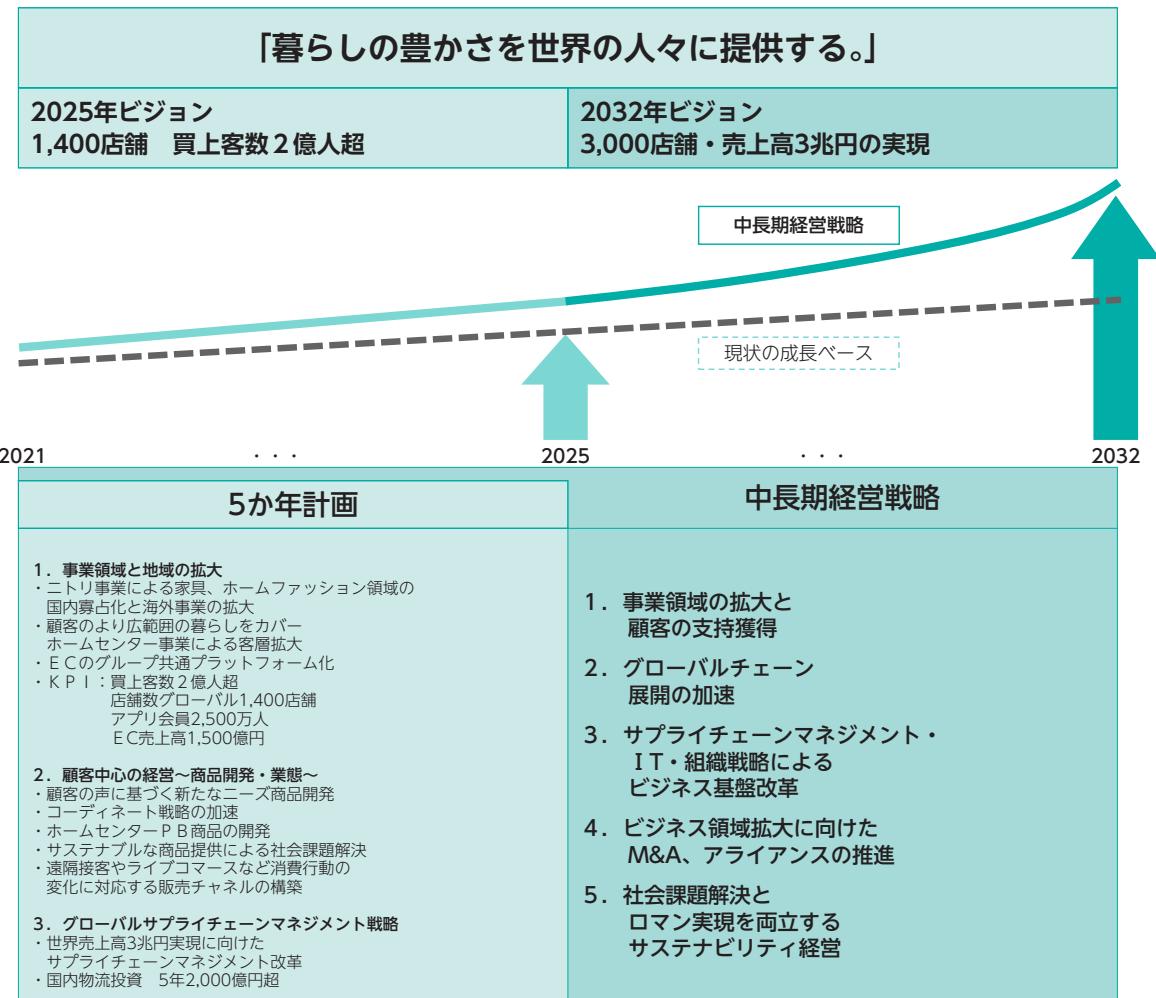


(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,260億92百万円で、主に店舗や物流センターの新設及び来期以降の出店に係るものであります。

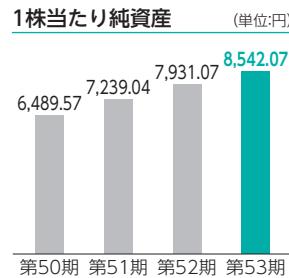
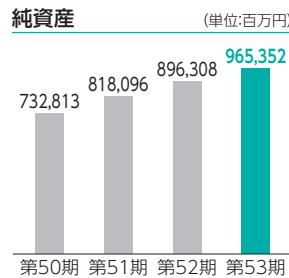
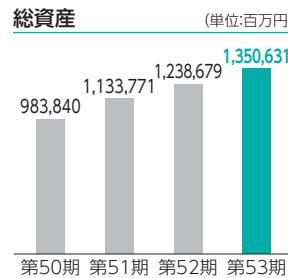
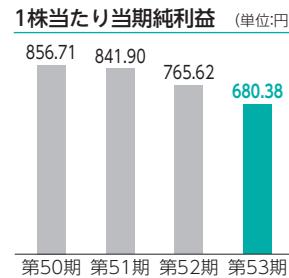
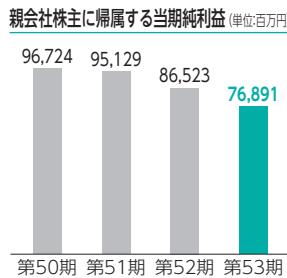
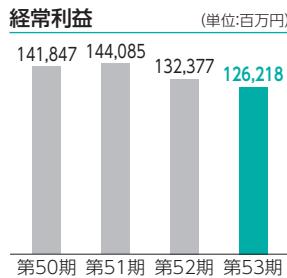
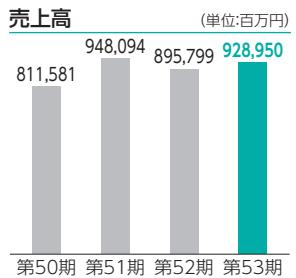
(3) 対処すべき課題

当社グループは、「暮らしの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するため、「2032年、3,000店舗・売上高3兆円」のビジョンを掲げ、5か年計画及び中長期経営戦略を策定しております。



(4) 財産及び損益の状況

科 目	第50期 2022年2月期	第51期 2023年3月期	第52期 2024年3月期	第53期 2025年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	811,581	948,094	895,799	928,950
経常利益 (百万円)	141,847	144,085	132,377	126,218
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	96,724	95,129	86,523	76,891
1株当たり当期純利益 (円)	856.71	841.90	765.62	680.38
総資産 (百万円)	983,840	1,133,771	1,238,679	1,350,631
純資産 (百万円)	732,813	818,096	896,308	965,352
1株当たり純資産 (円)	6,489.57	7,239.04	7,931.07	8,542.07



(注) 決算期変更に伴い、第51期は2022年2月21日から2023年3月31日までの13か月11日間、第50期は2月21日から翌年2月20日までの12か月間となっています。

(5) 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

■国内の主要な拠点

区分	所在地
事業本部	札幌市北区、東京都北区、大阪府豊中市、さいたま市中央区
物流センター	北海道石狩市、宮城県仙台市、埼玉県白岡市、横浜市中区、川崎市川崎区、大阪府茨木市、神戸市中央区、福岡県篠栗町
製造工場	埼玉県幸手市

■海外の主要な拠点

区分	所在地
事業本部	上海市 (中国大陸)、台北市 (台湾)、クアラルンプール (マレーシア)
物流センター	江蘇省太倉市 (中国大陸)
製造工場	ハノイ市 (ベトナム)、バリア・ブンタウ省 (ベトナム)、 ヴィンフック省 (ベトナム)、サムットプラカーン県 (タイ)

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

①重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニトリ	1,000百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
株式会社ホームロジスティクス	490百万円	100.0%	物流サービス事業
株式会社島忠	101百万円	100.0%	家具・インテリア雑貨、ホームセンター商品の販売
宜得利家居股份有限公司	2,768百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（中国）投資有限公司	6,614百万円	100.0%	グループ会社の経営管理
明応商貿（上海）有限公司	693百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居有限公司	1,657百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居銷售有限公司	50百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（太倉）商貿物流有限公司	6,421百万円	100.0%	物流サービス事業・商品輸入代行
NITORI FURNITURE VIETNAM EPE	18,237百万円	100.0% (100.0%)	家具製造
株式会社ニトリパブリック	150百万円	100.0%	広告事業
株式会社ホーム・デコ	28百万円	100.0%	カーテン製造

(注) 1. 議決権比率欄の()書きは、間接所有分であります。

2. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社島忠	埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号	216,038百万円	599,241百万円

②重要な関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カチタス	3,778百万円	34.2%	中古住宅再生事業

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社37社及び持分法適用会社1社により構成され、ニトリ事業と島忠事業に区別されております。ニトリ事業では、家具・インテリア用品の開発・製造・販売及びその他不動産賃貸業、広告サービス、物流サービス等を行っております。島忠事業では、家具・インテリア雑貨・ホームセンター商品の販売等を行っております。

(8) 企業集団の従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区分	従業員数(人)		前期末比増減(人)	
ニトリ事業	18,874	(19,637)	1,360	(2,669)
島忠事業	1,297	(2,699)	△123	(61)
合計	20,171	(22,336)	1,237	(2,730)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	36,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	36,000百万円
株式会社みずほ銀行	36,000百万円
株式会社北洋銀行	36,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	26,000百万円
株式会社埼玉りそな銀行	10,000百万円
株式会社りそな銀行	10,000百万円

2 会社の状況に関する事項

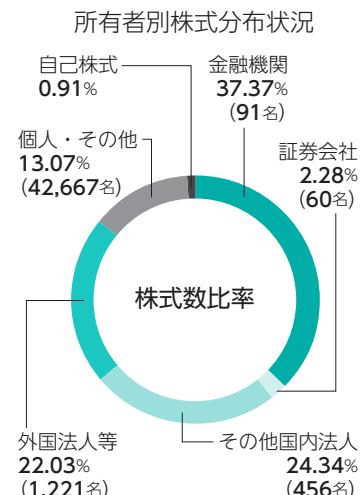
(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 288,000,000株
② 発行済株式の総数 114,443,496株 (うち自己株式1,044,496株)
③ 株主数 44,496名
④ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニトリ商事	20,799	18.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,219	17.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,745	7.71
公益財団法人似鳥国際奨学財団	5,000	4.41
株式会社北洋銀行	3,860	3.40
似鳥 昭雄	3,410	3.00
全国共済農業協同組合連合会	2,561	2.26
似鳥 百百代	2,078	1.83
日本生命保険相互会社	2,056	1.81
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,623	1.43

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 自己株式1,044,496株は上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の持株数は、
証券投資信託及び退職給付信託を受けている株式であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。



(2) 会社役員の状況 (2025年3月31日現在)

① 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	似鳥 昭雄	株式会社ニトリ代表取締役会長兼社長 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 株式会社ホーム・デコ取締役ファウンダー 株式会社Nプラス代表取締役会長 株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長兼社長 NITORI FURNITURE VIETNAM EPE会長 株式会社ニトリデジタルベース取締役ファウンダー 株式会社島忠取締役
代表取締役社長	白井 俊之	株式会社ニトリ取締役 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 株式会社ニトリパブリック取締役 株式会社ニトリファニチャー取締役 株式会社Nプラス取締役 株式会社カチタス取締役 株式会社島忠取締役 株式会社ニトリデジタルベース代表取締役会長
取締役執行役員副社長	武田 政則	グローバル販売事業推進室室長 海外事業 管掌 株式会社ニトリ取締役 似鳥（中国）投資有限公司董事長 似鳥（太倉）商貿物流有限公司董事長 宜得利家居（香港）有限公司董事長 NITORI KOREA CO., LTD. 代表理事会長 NITORI INDIA PRIVATE LIMITED 筆頭
取締役	安孫子 尋美	人材教育部ゼネラルマネジャー
取締役	岡野 恭明	株式会社島忠取締役
取締役	宮内 義彦	オリックス株式会社シニア・チアマン 株式会社ACCESS社外取締役 カルビー株式会社社外取締役 ラクスル株式会社社外取締役
取締役	吉澤 尚子	ヤマハ株式会社社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（常勤監査等委員）	久保 隆男	株式会社ニトリ監査役 株式会社ホームロジスティクス監査役 株式会社島忠監査役
取締役（監査等委員）	井澤 吉幸	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外取締役 三櫻工業株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	安藤 久佳	丸紅株式会社社外取締役 株式会社豆蔵デジタルホールディングス社外取締役 東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長
取締役（監査等委員）	金高 雅仁	—

(注) 1. 松元史明氏は、2024年6月20日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 2. 須藤文弘氏（株式会社ニトリ取締役、株式会社島忠代表取締役会長）は、2025年1月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の兼職状況は退任時の状況であります。
 3. 取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏は、社外取締役であります。
 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、久保隆男氏を常勤の監査等委員として選定しております。同氏は、当社における長年の職務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出しております。これら各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、12頁をご参照ください。
 6. 当社と取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、久保隆男氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
 8. 当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営の意思決定機能と業務執行機能を明確に区分し、経営全体の効率化とスピードアップを図るため執行役員制度を導入しております。

執行役員副社長 武田政則

常務執行役員 大木 満、武井 直、中村 学、永井 弘、橋本和之、吉間淳一、工藤 正、岡村 肖

上席執行役員 荒井 功、村林廣樹、青谷賢一郎、塚田和哉

執行役員 五十嵐明生、杉浦 栄、沢井晴美、柳田晃裕、荒井俊典、善治正臣、奥田哲也、大野卓也、山本哲夫、
佐野雅俊、丸橋雄一、田尻寛之、長谷宣明、佐々木秀樹、高橋 陵、小林克成

計29名

② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬等の決定に関する方針を策定し、この方針に則って取締役の報酬等の額及びその算定方法を決定しております。また、当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

(イ) 取締役の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけているところ、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役等の非業務執行取締役を除きます。以下、「業務執行取締役」といいます。）の報酬を、定額の基本報酬と業績連動型報酬に分け、特に業績連動型報酬については、当社の中長期的な業績の向上による企業価値及び株主共同の利益の持続的な向上への貢献意識を高めるため、報酬と会社業績との連動性をより明確にした上で、報酬全体に占める割合を適宜、適切に設定いたします。

監査等委員である取締役等の非業務執行取締役（以下、「非業務執行取締役」といいます。）の報酬は、原則として、定額の基本報酬といたします。業績連動型報酬の支給はいたしません。

なお、当社は、指名・報酬委員会からの答申を得た上で、2021年3月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(ロ) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議

区分	株主総会決議の日	承認された内容
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬 ・基本報酬 ・業績連動型金銭報酬 （短期インセンティブ報酬）	2016年5月13日 第44回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名。（うち、社外取締役2名）	・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を年額6億円以内とする。（うち社外取締役分は年額1億円以内） ・各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の具体的な金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとする。
監査等委員である取締役の報酬	2016年5月13日 第44回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。（うち、社外取締役3名）	・監査等委員である取締役の報酬を年額1億2,000万円以内とする。 ・各監査等委員である取締役に対する報酬の具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。
業務執行取締役の株式報酬 ・業績連動型株式報酬 （中長期インセンティブ報酬）	2017年5月11日 第45回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は6名。（うち、社外取締役0名）	・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額とは別枠で、業務執行取締役の株式報酬を年額3億円以内とする。

(ハ) 報酬の構成と報酬の決定に関する手続の概要

当社における取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

(1)業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、定額の基本報酬と、会社業績等によって支給額が変動する業績連動型報酬とで構成します。また、業績連動型報酬は、事業年度毎の業績等に連動する業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）と、2事業年度毎の対象期間中の会社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象期間終了後に当社普通株式を支給する業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）とで構成します。報酬の構成割合につきましては、基本報酬75%、業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）25%を基準額とし、業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）は、上記単事業年度の報酬の2事業年度累計額の10%を基準額（実質的な業績連動型報酬比率31.8%）としております。

基本報酬につきましては、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。

業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）につきましては、単事業年度の業績に連動する報酬であり、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、単事業年度の連結営業利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率に応じて、基準額の0～150%の範囲で変動します。各事業年度の連結営業利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率等を考慮し、各取締役毎に金額を算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。

業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）につきましては、中長期的な企業価値の向上との連動性を強化した報酬構成とするため、パフォーマンス・シェア・ユニットを採用し、2事業年度毎の連結当期純利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）の達成率に応じて0～200%の範囲内で変動いたします。対象期間満了後、2事業年度毎の連結当期純利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率等を考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定される交付株式数を基礎として、各取締役について、現物出資に供するための金銭報酬債権の額及び当社普通株式の取得に伴い負担することとなる納税費用相当の金銭額を、株主総会で承認された限度額の範囲内で取締役会等の決議等により決定しております。なお、上記株式報酬においては、適用を受ける取締役毎に決定される「基準交付株式数」（取締役毎の職位や対象期間中の単年度における業績目標の達成率等を考慮して決定されます。）に、取締役毎について設定される「各数値目標」（全社目標（連結当期純利益等）、個人目標（担当部門業績等）等の中から設定されます。）毎の配分割合と、各数値目標に対する達成率を基礎として決定される「各業績連動係数」（0%から200%の範囲で定めております。）とをそれぞれ乗じることにより得られる、各数値目標に係る株式数を合計することにより、取締役毎の交付株式数を算出します。また、業務執行取締役（本制度に基づく株式の交付後に退任する取締役を含みます。）は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進めるという観点から、当社取締役会が定める株式保有ガイドラインに従って、本制度に基づいて交付を受けた株式を一定期間継続保有することとしております。本制度に基づき交付を受ける株式については、当該株式保有ガイドラインにおいて、交付後3年間の譲渡制限を課しております。また、同ガイドラインにおいて、株式報酬の返還請求に関する条項である「クローバック条項」を定めており、当該条項に基づき、財務諸表等の不実記載が判明した場合、当該不実記載が当該取締役の不正行為または違法行為に起因する場合には、当該株式報酬に相当する金額の全部または一部の返還を求めることができる旨を規定しております。

(2)非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、原則として、定額の基本報酬で構成します。業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の支給はいたしません。

非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬につきましては、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。また、監査等委員である取締役の基本報酬につきましては、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬等の限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(二) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬並びに全社目標及び個人目標の達成率等を踏まえた各業務執行取締役の業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内であることを前提に、取締役会決議に基づき、代表取締役会長似鳥昭雄に、その具体的配分額の決定を委任しております。同氏に権限を委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務能力を含む総合的評価を実施するのに最適任者であると判断したためであります。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の具体的配分額の決定を委任するにあたって、取締役会は、委任された権限が適切に行使されるように、業績連動型報酬の支給額決定に係る業績評価プロセス等につき、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、同氏は、当該答申を最大限尊重して報酬の具体的配分額の決定を行うこととしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬等の限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(ホ) 当事業年度における取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の人員	
		基本報酬	業績連動型報酬			
			金銭報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)		
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	取締役 (社外取締役を除く。)	220百万円	220百万円	—	—	
	社外取締役	21百万円	21百万円			
監査等委員である取締役	取締役 (社外取締役を除く。)	16百万円	16百万円		1名	
	社外取締役	36百万円	36百万円		3名	

(注) 1. 上記報酬等の総額及び基本報酬、並びに対象となる役員の人員には、2024年6月20日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した「取締役（社外取締役を除く。）」1名及び2025年1月31日をもって辞任により退任した「取締役（社外取締役を除く。）」1名を含んでおります。
 2. 2025年3月31日現在において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」のうち、「取締役（社外取締役を除く。）」は5名、「社外取締役」は2名であります。また、「監査等委員である取締役」のうち、「取締役（社外取締役を除く。）」は1名、「社外取締役」は3名であります。
 3. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額は（二）に記載のプロセスによって決定されており、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における業績連動型報酬に係る指標については、会社業績等及び株主利益との連動性を明確にするため、連結営業利益及び自己資本利益率（ROE）を選定しております。当連結会計年度の会社業績目標及び実績は以下のとおりであります。

	目標	実績
連結営業利益	129,600百万円	120,372百万円
自己資本利益率（ROE）	11.7%	8.3%

(注) 非業務執行取締役に対する業績連動型報酬の支給はありません。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先及び地位	兼職先と当社との関係
取締役	宮内 義彦	オリックス株式会社シニア・チェアマン	重要な取引関係はありません。
		株式会社ACCESS社外取締役	重要な取引関係はありません。
		カルビー株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
		ラクスル株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役	吉澤 尚子	ヤマハ株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	井澤 吉幸	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス社外取締役	重要な取引関係はありません。
		三櫻工業株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	安藤 久佳	丸紅株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
		株式会社豆蔵デジタルホールディングス社外取締役	重要な取引関係はありません。
		東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	金高 雅仁	—	—

(ハ) 当事業年度における社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の主な活動状況

地位・氏名	取締役会（13回開催）		主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	
取締役 宮内 義彦	12回	92.3%	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。当期は、グローバル企業の経営に長年携わってきたことに由来する企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の中長期計画・経営戦略等について、大局的な見地から積極的な助言等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役 吉澤 尚子	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。当期は、様々な事業分野において重要な職務を経験してきたことに由来する企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社のDXを推進するためのIT強化施策等について、専門的な見地から積極的な助言等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(二) 当事業年度における監査等委員である社外取締役の主な活動状況

地位・氏名	取締役会(13回開催)		監査等委員会(13回開催)		主な活動状況と期待される役割に関する職務の概要
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役(監査等委員) 井澤 吉幸	13回	100%	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席しております。当期は、企業経営に関する豊富な経験と、経営者としてのみならず、投資家としての視点も備えた高い見識に基づき、当社の財務戦略・投資戦略等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役(監査等委員) 安藤 久佳	12回	92.3%	12回	92.3%	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査等委員会13回のうち12回に出席しております。当期は、経済産業事務次官をはじめとする要職を歴任してきたことに由来する豊富な経験と専門的な見識に基づき、当社のグローバル戦略やセキュリティ対策等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役(監査等委員) 金高 雅仁	13回	100%	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席しております。当期は、警察庁長官をはじめとする要職を歴任してきたことに由来する豊富な経験と専門的な見識に基づき、当社のリスクマネジメント体制や不祥事への対応方針等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	169百万円
当社及び当子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	233百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
 3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役・社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 4. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「会計基準に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っています。

③ 解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用される企業行動基準を定め、それを全ての役員、使用人に周知徹底させるものとする。
 - (ロ) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、当社グループ全体の観点から定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (ハ) 当社グループの役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を高め、それを尊重する意識を向上させる。
- (二) 法令遵守上に疑義がある行為等に関して、当社グループの使用人が直接通報する手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による内部通報窓口を設置、運営する。
- (ホ) 反社会的勢力の排除のため、対応方針等を当社グループ内に構築し、その体制を整備するとともに、全ての役員、使用人に周知徹底させる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行に係る情報を、社内規程に基づき、それぞれの職務に従って適切に保存及び管理する。
 - (ロ) 重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄については、文書取扱規程に基づき適正に実施する。
3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (イ) 当社は、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社取締役会における報告等を通じて当社に対し定期的な報告を義務づけるものとする。
 - (ロ) グループ各社において、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事態が発生した場合は、グループ各社の取締役等は、直ちに当社のリスク管理担当役員及び関連部署に報告することを義務づけるものとする。
4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を設置する。リスク管理担当部署は、リスク管理規程を制定し、当社グループ全体の観点からリスクの評価及び管理体制の構築及び運用を行う。
 - (ロ) 当社各部門及びグループ各社は、自部門・自社に関するリスクの管理を行い、各部門長及び各社社長は、定期的にリスク管理の状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 会社として達成すべき目標を明確にした当社グループ全体に係る中期経営計画に基づき、当社グループの取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにするものとする。
 - (ロ) 当社グループにおいて、部門ごとの職務執行体制を細分化し、業績への責任を明確にするとともに、スペシャリストによる人的効率の向上を図る。
 - (ハ) 意思決定プロセスの簡素化により迅速化を図るとともに、重要事項については合議制による社内役員会により慎重な意思決定を行うものとし、グループ各社にその遵守を求めるものとする。
 - (二) グループ内取引の公正を保つため、グループ内取引基準を策定し、適正化に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会補助スタッフを置き、必要人員を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会補助スタッフを置いた場合、当該スタッフの独立性を確保するため、人事異動、評価等の人事権に関して、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - (ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、業務執行の状況について、取締役会において隨時報告するとともに、当社の監査等委員会から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - (ロ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直接もしくは内部監査担当部署等の関連部署を通じて、直ちに当社の監査等委員会に報告を行うものとする。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、定期的に当社グループの監査を行い、その結果を当社の監査等委員会に報告するものとする。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (イ) 監査等委員がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。その他、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとし、常勤の監査等委員は、社内役員会等の重要な会議に出席する。
 - (ロ) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (ハ) 監査業務遂行上、必要に応じて弁護士、公認会計士より助言を受ける機会を保障する。

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

1. コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、当社グループの内部統制を強化すべく、各社の業態や役割に応じたコンプライアンス研修を実施し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、インターネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は、グローバル共通の企業姿勢を示すものとして、昨今の社会情勢や価値観を反映した「ニトリグループ行動憲章」を定め、多言語化した上でグループ全体への周知・啓蒙活動を行うとともに、行動憲章に基づくポリシーとして、「人権ポリシー」や「腐敗防止ポリシー」、「カスタマーハラスマント対応方針」や「調達方針」等を設け、各方針の周知・啓蒙にも努めております。海外子会社においては、法律専門家による各国別の法令研修や、上記の啓蒙活動に加えて、グローバル管理部門ミーティングを実施しており、海外特有のリスク情報や法改正情報を共有しております。特に、海外子会社において実施した法令・コンプライアンス研修については、動画化した上で海外子会社へ出向予定の社員にも共有される体制を整えております。

また、当社は、「グループ内部通報規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報やアンケート等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、海外子会社を含めた内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、社内役員会を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しております。取締役会における議案の審議、業務執行の状況等の報告では、社外取締役を交えた活発な議論や意見交換がなされております。また、重要な業務執行の主要な部分について、決定権限の代表取締役への委任を図っており、これらによって、意思決定の適正性、効率性及び監督（モニタリング）の実効性は確保されているものと考えております。グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項の報告については、各社ごとに達成すべき営業目標を設定した上で、当社取締役会への定期的な報告を求ることにより、各社の取締役等の職務の執行状況の監督を適切に行っております。

3. 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、当社グループが被る損失または不利益を最小限とするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練を実施するとともに、毎月開催している「リスク・コンプライアンス会議」では、取締役会で決定した重要リスク単位で、新たに分科会活動を推進することにより、リスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社グループのリスク管理体制を強化しております。

4. 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、常勤の監査等委員が社内役員会、課題進捗会議等の重要な会議に出席している他、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行うなど、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、監査等委員会の指示に基づき、監査業務を補助する専任者を置く等、監査の実効性を確保しております。その他、代表取締役並びに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を行うとともに、幅広い範囲での情報収集を実施しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業理念、コーポレート・ガバナンスに関する方針、企業行動に関する規範及び経営戦略に基づき策定した「会社の支配に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年5月17日開催の当社定時株主総会の決議に基づき「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下、「買収防衛策」という）を導入いたしました。

しかしながら、買収防衛策の導入時以降、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、コーポレートガバナンス・コードの浸透等の環境変化等を踏まえつつ、継続の是非について取締役会で議論を重ねてまいりました。これらの結果、当社における買収防衛策の必要性が相対的に低下しているものと判断し、当社は2019年5月16日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって買収防衛策を廃止いたしました。

なお、当社は、今後も当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

(6) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様の負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要な政策と考えております。内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当期末の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に応え、今後の引き続きのご支援をお願いすべく利益還元の一環として、期末配当金を直近の配当予想と同額の1株当たり76円とさせていただくことといたしました。2024年12月3日に1株当たり76円の中間配当を実施しておりますので、これにより当期の年間配当金は1株当たり合計152円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第53期 (2025年3月31日現在)	第52期(ご参考) (2024年3月31日現在)	科 目	第53期 (2025年3月31日現在)	第52期(ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	370,834	347,736	流動負債	319,775	276,336
現金及び預金	161,923	137,943	支払手形及び貢掛金	40,051	48,294
受取手形及び売掛金	71,871	79,247	短期借入金	163,138	80,227
商品及び製品	110,054	101,206	1年内返済予定の長期借入金	10,000	27,330
仕掛品	588	520	リース債務	2,809	1,895
原材料及び貯蔵品	7,571	6,802	未払金	27,750	45,933
その他	18,828	22,018	未払法人税等	21,964	20,366
貸倒引当金	△3	△2	契約負債	30,538	29,091
固定資産	979,796	890,942	賞与引当金	6,534	6,604
有形固定資産	822,743	736,897	ポイント引当金	11	11
建物及び構築物	279,987	255,847	株主優待費用引当金	455	318
機械装置及び運搬具	17,357	9,458	その他	16,522	16,264
工具、器具及び備品	13,926	13,799	固定負債	65,502	66,033
土地	466,231	403,228	長期借入金	20,000	30,000
リース資産	1,014	1,244	リース債務	7,074	4,519
使用権資産	16,276	11,995	役員退職慰労引当金	145	145
建設仮勘定	27,948	41,323	退職給付に係る負債	5,104	5,558
無形固定資産	30,077	31,162	資産除去債務	22,467	14,748
のれん	14,501	17,060	その他	10,711	11,061
ソフトウェア	4,808	4,128	負債合計	385,278	342,370
ソフトウェア仮勘定	4,430	3,463	純資産の部		
借地権	6,235	6,406	株主資本	935,673	875,513
その他	101	102	資本金	13,370	13,370
投資その他の資産	126,976	122,882	資本剰余金	30,715	30,715
投資有価証券	46,091	42,439	利益剰余金	901,706	841,541
長期貸付金	496	520	自己株式	△10,118	△10,113
差入保証金	14,921	16,646	その他の包括利益累計額	29,678	20,790
敷金	31,404	30,982	その他有価証券評価差額金	7,015	4,711
繰延税金資産	23,405	21,513	繰延ヘッジ損益	△1,169	－
その他	10,693	10,851	為替換算調整勘定	22,705	15,816
貸倒引当金	△38	△72	退職給付に係る調整累計額	1,127	262
資産合計	1,350,631	1,238,679	非支配株主持分	－	4
(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。					
純資産合計					
負債・純資産合計					
1,350,631					
1,238,679					

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第53期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	第52期(ご参考) (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	928,950	895,799
売上原価	455,378	439,850
売上総利益	473,572	455,949
販売費及び一般管理費	353,199	328,223
営業利益	120,372	127,725
営業外収益		
受取利息	1,315	1,323
受取配当金	555	521
持分法による投資利益	1,736	542
為替差益	1,031	680
補助金収入	231	180
自動販売機収入	353	341
有価物売却益	381	281
その他	1,752	1,477
	7,358	5,349
営業外費用		
支払利息	973	521
その他	538	176
経常利益	1,512	697
特別利益	126,218	132,377
特別損失		
固定資産除売却損	35	1,784
減損損失	392	25
持分変動損失	11,019	10,230
関係会社清算損	3	0
635	12,051	—
税金等調整前当期純利益	114,201	10,257
法人税、住民税及び事業税	40,024	123,904
法人税等調整額	△2,708	37,381
当期純利益	37,315	37,381
非支配株主に帰属する当期純損失	76,886	86,523
親会社株主に帰属する当期純利益	△4	—
	76,891	86,523

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第53期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,370	30,715	841,541	△10,113	875,513
当期変動額					
剰余金の配当			△16,725		△16,725
親会社株主に帰属する当期純利益			76,891		76,891
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	60,165	△5	60,159
当期末残高	13,370	30,715	901,706	△10,118	935,673

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,711	—	15,816	262	20,790	4	896,308
当期変動額							
剰余金の配当							△16,725
親会社株主に帰属する当期純利益							76,891
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,304	△1,169	6,888	864	8,888	△4	8,883
当期変動額合計	2,304	△1,169	6,888	864	8,888	△4	69,043
当期末残高	7,015	△1,169	22,705	1,127	29,678	—	965,352

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 37社

② 主要な連結子会社の名称

（株）ニトリ

（株）島忠

（株）ホームロジスティクス

宜得利家居股份有限公司

似鳥（中国）投資有限公司

明応商貿（上海）有限公司

似鳥（上海）家居有限公司

似鳥（上海）家居銷售有限公司

似鳥（太倉）商貿物流有限公司

NITORI FURNITURE VIETNAM EPE

（株）ニトリパブリック

（株）ホーム・デコ

他 25社

このうち、NITORI DIGITAL BASE VIETNAM CO.,LTDについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしております。

また、P.T. NITORI FURNITURE INDONESIAについては、当連結会計年度において清算決了したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。ただし、清算が完了するまでの損益計算書については連結しております。

③ 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 1社

（株）カチタス

② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

(株)ニトリファニチャー……………2024年12月20日

宜得利家居股份有限公司

似鳥（中国）投資有限公司

明応商貿（上海）有限公司

似鳥（上海）家居有限公司

似鳥（上海）家居銷售有限公司

似鳥（太倉）商貿物流有限公司

NITORI FURNITURE VIETNAM EPE

(株)ニトリパブリック

他20社……………2024年12月31日

連結計算書類の作成に当たって、(株)ニトリファニチャーを除く各連結子会社については、連結決算日との差異が3か月を超えないため、当該各子会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。ただし、各子会社の決算日から連結決算日2025年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度より、(株)ニトリファニチャーを除く各連結子会社の決算日を3月31日に変更し連結決算日と同一になっております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、当該会社の2024年1月1日から2025年3月31日までの15か月間を、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し連結計算書類を作成しております。

(株)ニトリファニチャーについては、連結決算日との差異が3か月を超えるため、2025年3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券みなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(ロ) 棚卸資産

ニトリ事業…移動平均法による原価法

島忠事業……売価還元法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(ハ) デリバティブ

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 (リース資産、使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～47年

機械装置及び運搬具 4年～12年

工具、器具及び備品 2年～10年

また、当社及び国内連結子会社は事業用借地権設定契約に基づく借地権上の建物については借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、上記に係る耐用年数は主に20年であります。

(ロ) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が2009年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(二) 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い年数に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末以前1年間の支給実績を基準にして、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

(ハ) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(二) 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績等を基準として当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当社については2004年4月に、国内連結子会社については2005年12月に役員退職慰労金制度を廃止しており、計上額は過去分の要支給額となっております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主に家具・インテリア用品・ホームセンター商品の開発・製造・販売を行っており、商品を顧客に販売することを履行義務としております。これらの商品については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、日本国内において、宅配業者に一時的に支配が移転する販売については出荷から顧客への引渡しまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社グループは会員顧客向けのポイント制度を運営しており、顧客への商品販売に伴い付与したポイントは履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行うことで、契約負債の金額を算定しております。契約負債はポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(ロ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ハ) 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替相場リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

c. ヘッジ方針

内部管理規程に基づき為替の相場変動リスクの軽減を目的に為替予約取引を行っています。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(二) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額9,065百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は778百万円、並びに税金等調整前当期純利益は973百万円それぞれ減少しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	822,743百万円
無形固定資産 (のれんを除く)	15,575百万円
のれん	14,501百万円
減損損失	11,019百万円

上記固定資産のうち、中国大陸事業に属する子会社の資産が12,574百万円含まれております。のれんは、連結子会社である株島忠を取得した際に生じたものであります。また、当連結会計年度において、6. 連結損益計算書に関する注記(減損損失に関する事項)に記載のとおり、ニトリ事業の店舗等の固定資産について減損損失4,594百万円、島忠事業の店舗土地及び建物等について減損損失6,425百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、主として店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っており、資産グループの営業損益が2期連続してマイナスとなった場合及びその他減損が生じている可能性を示す事象がある場合等に、減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した場合に、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。

なお、中国大陆事業に属する子会社の資産は、不動産市場の停滞の影響等により、中国国内店舗の収益性の低下が生じていることから、減損の兆候があると判断し、減損テストを行いました。検討の結果、使用価値が帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。中国大陆事業における事業計画では、将来の店舗数の増加や店舗当たり売上高の成長を重要な仮定として織り込んでおります。当該見積りに関して、中国大陆事業の店舗開発・運営は国内事業に比べ新規性が高く、将来の不確実な経済条件の変動等により見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

また、(株)島忠ののれんを含む資産グループについては、取得時の事業計画とその後の実績との間に乖離が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討しました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。将来の不確実な経済条件の変動等により店舗当たり売上高が悪化し、見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	3,000百万円
差入保証金	34百万円
合計	3,034百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

支払手形及び買掛金	36百万円
流動負債その他	80百万円
固定負債その他	1,117百万円
合計	1,234百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

302,248百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する事項)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) ニトリ事業

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	店舗	建物及び構築物、土地等	2,731
中国大陸	店舗	建物及び構築物等	1,193
マレーシア	店舗	建物及び構築物等	340
シンガポール	店舗	工具、器具及び備品等	104
韓国	店舗	建物及び構築物等	224
		合計	4,594

(2) 島忠事業

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	店舗	建物及び構築物、土地等	6,425

当社グループは、事業の種類毎に資産をグルーピングしており、そのうち一部の店舗については閉店の決定または収益性の低下を勘案し、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しております。また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。その際に用いられる割引率に関して、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	普通株式	114,443,496	—	—	114,443,496
自己株式	普通株式	1,431,638	312	36	1,431,914

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加312株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少36株は、「株式給付信託（J-ESOP）」の行使による減少であります。

3. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が387,418株含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	8,164	72	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	8,618	76	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 1. 2024年3月31日を基準日とする配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金27百万円を含めて記載しております。

2. 2024年9月30日を基準日とする配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金29百万円を含めて記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資 利益 剰余金	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	8,618	76	2025年3月31日	2025年6月10日	

(注) 配当金の総額は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金29百万円を含めて記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、設備投資計画、資金繰り表等に照らして、必要な資金を主として金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒実績率も極めて低い状況であります。当該リスクについては、取引先ごとに期日管理、残高管理を行うとともに、信用状態が危惧される場合は、速やかに回収を図るなどリスクの低減に努めています。

投資有価証券は、市場価格のない株式等以外のものについては市場価格の変動リスク、市場価格のない株式等については当該企業の経営成績等により減損のリスクに晒されておりますが、定期的に時価等の把握を行っております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、預託先ごとに期日管理、残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、主に設備投資及び投融資に必要な資金の調達を目的としたものです。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。当社グループの取引の相手方は、いずれも信用度の高い金融機関であり、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注）2. 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 投資有価証券			
その他有価証券	23,644	23,644	－
関連会社株式	21,707	52,783	31,076
② 差入保証金	14,921	14,170	△751
③ 敷金	31,404	28,216	△3,188
資産計	91,678	118,815	27,136
① 長期借入金 （1年内返済予定のものを含む）	30,000	29,620	△379
② リース債務 （1年内返済予定のものを含む）	9,883	9,875	△8
負債計	39,883	39,496	△387
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△1,738	△1,738	－
デリバティブ取引計	△1,738	△1,738	－

（注）1. 関連会社株式は持分法適用の上場関連会社株式であり、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

2. 市場価格のない株式等は「①投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	373
投資事業有限責任組合への出資	365

投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）

第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	償還予定額（百万円）				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
現金及び預金	161,923	－	－	－	
受取手形及び売掛金	71,871	－	－	－	
合計	233,795	－	－	－	

差入保証金及び敷金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	返済予定額（百万円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	163,138	—	—	—	—	—
長期借入金	10,000	10,000	10,000	—	—	—
リース債務	2,809	2,453	1,628	972	764	1,255
合計	175,948	12,453	11,628	972	764	1,255

5. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(3) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額及び時価は次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）		時価 (百万円)
			内1年超	内1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引 貿建 米ドル	外貨建予定仕入取引	289,379	—	△1,738

(4) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産または負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	23,644	—	—	23,644
資産計	23,644	—	—	23,644
デリバティブ取引	—	1,738	—	1,738
通貨関連	—	1,738	—	1,738
負債計	—	1,738	—	1,738

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	52,783	—	—	52,783
差入保証金	—	14,170	—	14,170
敷金	—	28,216	—	28,216
資産計	52,783	42,386	—	95,170
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	—	29,620	—	29,620
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	—	9,875	—	9,875
負債計	—	39,496	—	39,496

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、償還予定期ごとの信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとの信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、全国主要都市を中心に貸貸商業施設等（土地を含む）を有しております。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価（百万円）
153,009	176,321

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

売上高	報告セグメント（百万円）		連結計算書類 計上額（百万円）
	ニトリ事業	島忠事業	
店舗売上	678,362	109,400	787,763
通販売上	96,824	782	97,607
その他	25,904	238	26,142
顧客との契約から生じる収益	801,092	110,421	911,513
その他の収益（注）	8,714	8,722	17,437
外部顧客への売上高	809,806	119,143	928,950

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	29	11
売掛金	79,218	71,860
契約負債	29,091	30,538

連結貸借対照表においては、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に含めております。

契約負債は、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して算定した額及び前受金等であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、契約負債は取り崩されます。当連結会計年度において収益として認識された額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は29,091百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	8,542円07銭
1株当たり当期純利益	680円38銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度から、防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。

なお、この税率変更が当連結会計年度における連結計算書類に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第53期 2025年3月31日現在	第52期(ご参考) 2024年3月31日現在	科 目	第53期 2025年3月31日現在	第52期(ご参考) 2024年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	19,024	13,337	流動負債	177,647	129,510
現金及び預金	11,772	7,310	短期借入金	160,000	80,000
売掛金	1,757	1,618	関係会社短期借入金	—	13,000
前払費用	1,546	1,468	1年内返済予定の長期借入金	10,000	27,330
短期貸付金	671	108	リース債務	136	138
未収入金	3,269	2,777	未払金	2,973	3,959
その他	7	53	未払法人税等	544	2,091
固定資産	580,217	562,836	預り金	185	240
有形固定資産	215,690	214,699	賞与引当金	718	1,023
建物	51,471	55,211	株主優待費用引当金	455	318
構築物	1,838	2,034	その他	2,633	1,407
機械及び装置	7,121	120	固定負債	48,463	39,866
車両運搬具	2	6	長期借入金	20,000	30,000
工具、器具及び備品	280	460	関係会社長期借入金	16,000	—
土地	153,314	149,843	リース債務	538	674
リース資産	674	813	役員退職慰労引当金	145	145
建設仮勘定	986	6,209	長期預り敷金保証金	5,970	6,121
無形固定資産	5,344	5,422	資産除去債務	5,624	2,699
借地権	3,957	3,957	その他	185	225
ソフトウェア	1,322	1,461	負債合計	226,111	169,376
ソフトウェア仮勘定	62	1	純資産の部		
その他	2	2	株主資本	367,127	402,966
投資その他の資産	359,181	342,713	資本金	13,370	13,370
投資有価証券	22,986	19,718	資本剰余金	26,299	26,299
関係会社株式	276,431	272,010	資本準備金	13,506	13,506
長期貸付金	318	319	その他資本剰余金	12,792	12,792
関係会社長期貸付金	57,600	26,593	利益剰余金	331,119	366,952
従業員に対する長期貸付金	118	190	利益準備金	500	500
長期前払費用	2,498	2,826	その他利益剰余金	330,619	366,452
繰延税金資産	5,360	6,552	別途積立金	53,600	53,600
差入保証金	3,709	4,514	繰越利益剰余金	277,019	312,852
敷金	12,020	12,146	自己株式	△3,661	△3,655
その他	5,254	2,640	評価・換算差額等	6,003	3,830
貸倒引当金	△27,117	△4,800	その他有価証券評価差額金	6,003	3,830
資産合計	599,241	576,173	純資産合計	373,130	406,797
			負債・純資産合計	599,241	576,173

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第53期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		第52期（ご参考） (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	
売上高				
不動産賃貸収入	27,044		26,332	
関係会社受取配当金	2,034	29,078	3,855	30,188
売上原価				
不動産賃貸原価	20,933	20,933	20,311	20,311
売上総利益		8,145		9,877
販売費及び一般管理費		20,390		18,696
営業損失		△12,245		△8,818
営業外収益				
受取利息	259		125	
受取配当金	526		497	
経営指導料	19,978		17,676	
その他	794	21,559	655	18,956
営業外費用				
支払利息	696		330	
貸倒引当金繰入額	22,317		4,800	
その他	148	23,162	4	5,134
経常利益または経常損失		△13,848		5,002
特別利益				
固定資産売却益	16	16	1,774	1,774
特別損失				
固定資産除売却損	0		0	
関係会社株式評価損	3,031		－	
減損損失	17	3,048	7	7
税引前当期純利益		△16,880		6,769
または税引前当期純損失				
法人税、住民税及び事業税	2,030		2,803	
法人税等調整額	138	2,169	△388	2,415
当期純利益または当期純損失		△19,050		4,354

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第53期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	継越利益剰余金		
当期首残高	13,370	13,506	12,792	26,299	500	53,600	312,852	366,952	△3,655	402,966
当期変動額										
剰余金の配当							△16,783	△16,783		△16,783
当期純損失							△19,050	△19,050		△19,050
自己株式の取得									△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△35,833	△35,833	△5	△35,839
当期末残高	13,370	13,506	12,792	26,299	500	53,600	277,019	331,119	△3,661	367,127

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,830	3,830	406,797
当期変動額			
剰余金の配当			△16,783
当期純損失			△19,050
自己株式の取得			△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,172	2,172	2,172
当期変動額合計	2,172	2,172	△33,666
当期末残高	6,003	6,003	373,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 子会社株式及び関連会社株式
- (ロ) その他有価証券

総平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

時価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～34年

構築物 10年～20年

機械及び装置 8年～12年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 5年～10年

また、事業用借地権設定契約に基づく借地権上の建物については借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、上記に係る耐用年数は主に20年であります。

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末以前1年間の支給実績を基準にして、当事業年度に對応する支給見込額を計上しております。

③ 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績等を基準として当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。また、2004年4月に役員退職慰労金制度を廃止しており、2004年5月以降対応分については引当金計上を行っておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として関係会社からの不動産等の賃貸収入及び受取配当金となります。不動産等の賃貸収入においては、主に商業施設の賃貸を行っており、不動産賃貸契約で定められたサービスを提供することが履行義務であり、一定期間にわたり履行義務が充足されることからサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務)

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額465百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。この結果、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ35百万円増加しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	276,431百万円
関係会社株式評価損	3,031百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復の可能性が合理的に認められる場合を除いて、評価損を計上することとしております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の計算書類を基礎として算定した1株当たり純資産額に当社の所有株式を乗じた金額で算定しております。なお、当該回復可能性は、関係会社の事業計画に基づいて判断しておりますが、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化等により、見積りに変化が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式の評価に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物 2,724百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

流動負債その他 76百万円

長期預り敷金保証金 1,068百万円

合計 1,144百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権 5,589百万円

短期金銭債務 1,355百万円

長期金銭債務 450百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

100,110百万円

(4) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

(5) 債務保証

保証先	金額	内容
(株)ニトリパブリック	7百万円	支払債務
SIAM NITORI CO., LTD.	2,993百万円	支払債務
Nitori Logistics (Thailand) Co., Ltd.	4百万円	支払債務

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高

売上高 21,318百万円

仕入高 41百万円

販売費及び一般管理費 662百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高

20,557百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式	普通株式	1,044,184	312	－	1,044,496

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加312株は、単元未満株式の買取によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

	(単位：百万円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	8,547
子会社株式評価損	7,384
減価償却超過額	5,349
会社分割に伴う関係会社株式	2,075
減損損失及び退店違約金等	44
賞与引当金	220
未払事業税・事業所税	58
未払不動産取得税	0
資産除去債務	66
役員退職慰労引当金	45
その他	1,742
繰延税金資産小計	25,535
評価性引当額	△16,105
繰延税金資産合計	9,430
繰延税金負債	
建設協力金等	△1,183
その他有価証券評価差額金	△2,741
資産除去債務に対応する除去費用	△144
繰延税金負債合計	△4,069
繰延税金資産の純額	5,360

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更しております。

なお、この税率変更が当事業年度における計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ニトリ	所有直接100%	資金の貸付 建物等の賃貸・賃借 経営管理 役員の兼任	資金の貸付(注)1 資金の回収(注)1 建物等の賃貸(注)2 経営指導料の受取(注)3 事務サービス料の受取(注)3	40,000 10,000 19,086 12,720 5,350	関係会社長期貸付金 売掛金 未収入金	30,000 1,746 1,657
子会社	(株)島忠	所有直接100%	経営管理 資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注)1	3,000	関係会社短期借入金	16,000
子会社	(株)ニトリファニチャー	所有直接100%	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注)1	—	関係会社長期貸付金	17,293

(注) 1. 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 2. 建物等の賃貸・賃借については、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。
 3. 経営指導料及び事務サービス料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
 4. (株)ニトリファニチャーに対する資金の貸付については、同貸付に対して貸倒引当金17,293百万円を計上しております。当事業年度において、17,293百万円の貸倒引当金線入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,290円42銭
1株当たり当期純損失	167円99銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所	
指定有限責任社員	公認会計士 井出正弘
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 吉原一貴
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所	指定有限責任社員	公認会計士 井出正弘
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 吉原一貴	
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容は相当であり、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ニトリホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	久 保 隆 男	㊞
監査等委員	井 澤 吉 幸	㊞
監査等委員	安 藤 久 佳	㊞
監査等委員	金 高 雅 仁	㊞

(注) 監査等委員井澤吉幸、安藤久佳及び金高雅仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

